

図書館資料へのアクセスの容易化 —令和3年著作権法改正を踏まえて—

中山 桃帆

令和3年著作権法改正において、図書館関係の権利制限規定の見直しが行われた。その内容は、①入手困難資料へのアクセスの容易化、②図書館等による図書館資料の公衆送信である。これにより、図書館資料へのアクセスが容易になると思われるものの、本改正は、新型コロナウイルス感染症に伴う図書館等の休館により顕著となった情報アクセスへのニーズに早急に対応するために、現行制度を大きく変えない方針がとられたため、国民にとって平等で利便性の高いアクセスに至るには課題も残っている。本研究では、図書館資料へのより容易なアクセスの実現に向けて、改正において議論に上がったものの、詳細な検討が行われなかった論点の一つである、「入手困難資料へのアクセスの容易化」に関してサービスの利便性を高める観点からの補償金の積極的な活用による送信対象資料の拡大の可能性とその課題を検討した。

図書館資料へのアクセスの容易化の方法としては、既に保存のために資料のデジタル化に取り組んでいる国立国会図書館であれば送信のために資料をデジタル化するという手間を省くことができること、全国一律の料金で資料送信サービスが実施できること等の点から、補償金の積極的な活用により、入手困難資料へのアクセスの容易化の延長として送信対象資料の拡大を行い、将来的に国立国会図書館に資料送信サービスを集約させることが望ましいとの考えに至った。その課題としては、補償金をどのように設定するのかという点を含めた権利者の利益保護の在り方、送信対象資料の拡大による「図書館等による図書館資料の公衆送信」との棲み分け等が挙げられた。権利者の利益保護に関しては、民間事業者と図書館等でサービスの棲み分けを行うという従来のはずみではなく、両者が協同して資料送信を行う仕組みである「長尾構想」を基に、「図書館等による図書館資料の公衆送信」における補償金設定を参考とした新たな仕組みを活用することを提案した。「図書館等による図書館資料の公衆送信」との棲み分けについては、仮に国立国会図書館にサービスが集約された場合には、サービス内容に重複が生じるため、効率性の観点等から、実際に資料送信を行うのは国立国会図書館のみとなり、他の図書館等は、国立国会図書館の資料送信をサポートするかたちでサービスに携わることになるのではないかと考えた。

図書館資料へのアクセスの容易化を考える際、最も重要なことは権利者への配慮であると考え。著作物の利用に応じて権利者に適切に対価が還元されなければ、創作意欲が失われ、将来的に文化や社会の発展にも影響が生じかねない。国立国会図書館の送信対象資料の拡大については、現状、議論がほとんどないため、今後の動向に注目するところが大きい。権利者への補償と著作物の円滑な利用とのバランスを上手にとった上で、平等で利便性が高く、より容易な図書館資料へのアクセスの実現が期待される。

(指導教員 村井 麻衣子)